十三条の五、第三十四条第八項から第十一項まで、第一編第五章第四節第三款、第四十六条第一項、第四十七条第三項及び第四項、第四十七条の二第四項及び第五項、第五十一条第三項から第七項まで、第一編第七章、第五十二条の二十第七項から第九項まで、第五十二条の二十二第二項及び第三項、第五十二条の二十三、第五十三条第四項第二号、第五十五条第三項から第六項まで、第五十五条の二、第六十三条の二、第七十六条の二第一項後段、第八十一条第二項、第八十二条第三項及び第四項、第百五条の二、第百五条の三、第百八条第二項、第百十二条第三項及び第四項、第百二十四条第四項、第百三十一条、第百三十二条第三項、第百三十五条の二、第百三十七条第三項及び第四項、第百四十三条第三項、第百四十九条の二第三項、第百四十九条の三、第百五十一条の二、第百八十九条第四項並びに第二百十一条第二項及び第三項の規定を除く。）を準用する。この場合において、別表の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

２　民事執行規則（昭和五十四年最高裁判所規則第五号）第三条第一項、第六条から第八条まで、第十条から第十条の五まで、第十二条、第十四条、第十五条の二から第十五条の十まで及び第二十二条の三の規定は、実行手続に関し準用する。

（民事執行規則の準用）

第二十九条の二　民事執行規則第二十六条、第五十七条、第五十八条、第五十九条から第六十一条まで、第六十二条の二から第六十二条の四まで及び第百七十二条の規定は、配当に関し準用する。この場合において、同規則第五十七条中「執行官」とあるのは、「管財人」と読み替えるものとする。

別表（第六条関係）

第一条第二項	陳述の内容を電子調書に記録し、これを裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられたファイル（第三十三条の三（電磁的訴訟記録の閲覧等の方法等）第二項第一号を除き、以下単に「ファイル」という。）に記録しなければ	調書を作成し、記名押印しなければ
第三条の二第一項	電子判決書	判決書
第十五条第一項及び第二十三条第一項	書面又は電磁的記録により	書面で
第十五条第四項及び第二百十一条第四項	前三項	第一項
第二十三条第二項	又は電磁的記録が私人により作成されたもの	が私文書

２　民事執行規則（昭和五十四年最高裁判所規則第五号）第三条第一項、第六条から第八条まで、第十条から第十条の三まで、第十二条、第十四条及び第二十二条の三の規定は、実行手続に関し準用する。

（民事執行規則の準用）

第二十九条の二　民事執行規則第二十六条、第五十七条、第五十八条、第五十九条から第六十一条まで及び第百七十二条の規定は、配当に関し準用する。この場合において、同規則第五十七条中「執行官」とあるのは、「管財人」と読み替えるものとする。

［新設］